

# 寄 附 行 為

財団法人五所川原市自治振興公社

# 財団法人五所川原市自治振興公社寄付行為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人五所川原市自治振興公社（以下「公社」という。）という。

(事 務 所)

第 2 条 公社は、事務所を五所川原市字栄町 2 0 番地 1 号五所川原市民体育館内に置く。

(目 的)

第 3 条 公社は、地域社会の自治振興の推進を図る事業を積極的に行うほか、五所川原市からの委託を受けて公の施設等の管理運営事業を行い、もって市勢の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 五所川原市の地域行政に対する住民の意識を高めるための啓発事業
- (2) 五所川原市の地域行政に関する調査・研究事業
- (3) 五所川原市の地域行政の振興に関する講習会、講演会等の開催事業及び後援事業
- (4) 市民体育館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、勤労者総合スポーツ施設、地域職業訓練センター、つがる克雪ドーム等の公の施設等の管理又は運営受託事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 5 条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 会社の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会社の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 会社の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2. 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は、国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 会社の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前10日前までに理事会の承認を得なければならない。

2. 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 会社の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3カ月以内に理事会の承認を得なければならない。

### 第 3 章 役員及び職員

#### (役員の種類及び選任)

第 3 条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む） 9人
- (4) 監事 2人

2. 理事及び監事は、五所川原市長が選任する。
3. 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
4. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

#### (役員職務)

第 1 4 条 理事長は、公社を代表し、業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
3. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
4. 監事は、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 5 9 条に規定する職務を行う。

#### (役員任期)

第 1 5 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第 1 6 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、役員会において 4 分の 3 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、該当役員に、解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員に対する報酬)

第 1 7 条 役員には報酬を与えることができる。

2. 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決により別に定める。

(事務局)

第18条 公社の事務を処理するため、公社に事務局を置く。

2. 公社には、事務局長その他の職員30人以内を置く。

3. 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4. 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

## 第4章 理事会

(理事会の構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、公社の運営に関する重要事項を議決する。

(理事会の開催)

第21条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合には、請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第24条 理事会は、理事の総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第25条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事会に出席した理

事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議 事 録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちから当該理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第27条 この寄附行為は、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第28条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときに解散する。

2. 解散のときに存する残余財産は、主務官庁の許可を受けた後、五所川原市に帰属する。

## 第 6 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第29条 公社の公告は、五所川原市役所の展示場に掲示して行う。

(委 任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. 公社の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず平成2年3月31日までとする。
2. 公社の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず設立の許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
3. 公社の設立当初年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず別添の事業計画書及び予算書のとおりとする。

附 則（平成2年5月28日 青森県指令第2132号）

この寄附行為は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成14年5月10日 青森県指令第1339号）

この寄附行為は、平成14年5月10日から施行する。

附 則（平成14年9月24日青森県指令第2353号）

この寄附行為は、平成14年9月24日から施行する。

## 役 員 名 簿

種 別	氏 名	住 所
理 事 長 (総務部長)	佐 藤 方 信	五所川原市字新町7番地
副理事長 (福祉部長)	工 藤 勝	五所川原市大字持子沢字笠野前255番地
理 事 (教育部長)	福 井 定 治	五所川原市金木町芦野208番地2
同 (財政部長)	佐 藤 文 治	五所川原市大字梅田字平野74番地5
同 (民生部長)	三 上 隆	つがる市柏下古川稲森3番地
同 (経済部長)	島 谷 淳	五所川原市大字飯詰字福泉76番地
同 (建設部長)	黒 滝 金 光	青森市浪岡大字増館字宮元101番地3
同 (総務課長)	小 田 桐 宏 之	五所川原市字元町10番地4
同 (人事課長)	前 田 晃	五所川原市金木町芦野193番地3

平成21年度 事業経過報告

事業名	事業内容	備考
従来の管理委託制度による受託事業	1. 五所川原市民体育館受付、使用料徴収業務受託	受託期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
	2. 五所川原市勤労者総合スポーツ施設受付、使用料徴収業務受託	同 上
	3. 五所川原地域職業訓練センター受付、使用料徴収業務受託	同 上
指定管理者制度が適用され、任意指定を受けた受託事業	4. 働く婦人の家及び保健センター五所川原指定管理業務受託	平成21年4月1日～平成24年3月31日
	5. 五所川原市つがる克雪ドーム指定管理業務受託	平成19年4月1日～平成22年3月31日

平成 21 年度 事業報告書

(1) 概 況

平成 19 年からつがる克雪ドームを任意指定管理者として 3 年間管理及び運営を行い、引き続き今年度より働く婦人の家の指定管理者となり、2 施設の指定管理業務を行った。その他市民体育館、総合スポーツ施設を受付及び使用料徴収業務、地域職業訓練センター管理業務を例年どおり受託しました。また、働く婦人の家において、昨年同様、仕事と家庭との調和に役立つ知識や技能を向上させる為、地域住民を対象にしたパソコン教室を実施しました。

各施設の運営について、五所川原市又は教育委員会と連携を保ち、地域社会の自治振興の推進を進めてまいりました。今後とも、各施設の利用促進を図り、イベント等の事業を計画し市民へのサービスに努力していきたいと思います。

(2) 市民体育館利用及び使用料徴収状況

区 分	件 数	利用人数	使用料
市民体育館	2,551 件	68,216 人	3,713,000 円
市 営 球 場	147 件	23,345 人	291,600 円
市営テニス場	1,449 件	14,223 人	874,500 円

(3) 勤労者総合スポーツ施設利用及び使用料徴収状況

区 分	件 数	利用人数	使用料
多目的アリーナ	680 件	20,343 人	507,713 円
柔 道 場	286 件	10,583 人	218,425 円

(4) 地域職業訓練センター施設利用及び使用料徴収状況

区 分	件 数	利用人数	使用料
地域訓練センター	1,352 件	34,357 人	2,534,030 円

(5) 働く婦人の家及び保健センター五所川原利用状況

区 分	件 数	利用人数
働く婦人の家	1,414 件	18,006 人
保健センター	174 件	5,687 人

(6) つがる克雪ドーム利用及び使用料徴収状況

区 分	件 数	利用人数	使用料
多目的グラウンド	653 件	62,824 人	6,510,100 円
多目的室・会議室	40 件	500 人	157,800 円

## 収 支 計 算 書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	1,000	55,666	△ 54,666	
② 事業収入				
受託事業収入	84,734,000	84,734,000	0	
自主事業収入	89,000	89,600	△ 600	
③ 共済費個人負担金収入				
共済費個人負担金収入	4,986,000	4,876,911	109,089	
④ 使用料収入				
施設使用料収入	6,011,000	6,667,900	△ 656,900	
⑤ 雑収入				
普通預金利息	1,000	8,597	△ 7,597	
雑入	259,000	259,224	△ 224	
当期収入合計 (A)	96,081,000	96,691,898	△ 602,701	
前期繰越収支差額	9,837,000	13,796,343	△ 3,959,343	
事業活動収入合計 (B)	105,918,000	110,488,241	△ 4,562,044	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
給料	34,006,000	31,753,152	2,252,848	
職員手当	7,077,000	6,553,447	523,553	
共済費	13,477,000	12,130,749	1,346,251	
賃金	2,214,000	1,959,444	254,556	
報償費	170,000	157,500	12,500	
消耗品費	2,283,000	1,508,554	774,446	
燃料費	3,650,000	1,957,772	1,692,228	
印刷製本費	325,000	63,840	261,160	
光熱水費	14,282,000	12,556,062	1,725,938	
修繕料	1,406,000	1,219,622	186,378	
通信運搬費	706,000	500,483	205,517	
手数料	184,000	140,610	43,390	
保険料	389,000	328,780	60,220	
委託料	15,152,000	14,404,464	747,536	
自動車借上料	10,000	10,000	0	
複写機使用料	585,000	429,568	155,432	
受信料	75,000	74,550	450	
原材料費	714,000	544,822	169,178	
負担金、補助金及び交付金	10,000	10,000	0	
公課費	3,204,000	3,203,600	400	
② 管理費支出				
交際費	50,000	0	50,000	
消耗品費	163,000	162,035	965	
燃料費	40,000	11,931	28,069	
手数料	10,000	2,000	8,000	
委託料	125,000	97,363	27,637	
複写機使用料	35,000	23,241	11,759	
負担金、補助金及び交付金	94,000	92,000	2,000	
公課費	1,973,000	1,972,700	300	
③ 積立支出	3,509,000	3,508,355	645	
事業活動支出合計 (C)	105,918,000	95,376,644	10,541,356	
当期収支差額(A)-(C)	△ 9,837,000	1,315,254	△ 11,144,057	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	15,111,597	△ 15,103,400	

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	55,666	56,229	△ 563
② 事業収益			
受託事業収益	84,734,000	102,958,000	△ 18,224,000
自主事業収益	89,600	209,070	△ 119,470
③ 負担金収益			
共済費個人負担金	4,876,911	6,342,636	△ 1,465,725
④ 使用料収益			
施設使用料収益	6,667,900	5,970,930	696,970
⑤ 雑収益			
受取利息	8,597	36,870	△ 28,273
雑収益	259,224	233,632	25,592
経常収益計	96,691,898	115,807,367	△ 19,115,469
(2) 経常費用			
① 事業費			
受託事業費	89,507,019	108,333,414	△ 18,826,395
② 管理費			
事務局費	2,361,270	450,510	1,910,760
③ 積立金			
基本財産積立金	3,508,355	0	3,508,355
経常費用計	95,376,644	108,783,924	△ 13,407,280
当期経常増減額	1,315,254	7,023,443	△ 5,708,189
当期一般正味財産増減額	1,315,254	7,023,443	△ 5,708,189
一般正味財産期首残高	13,796,343	6,772,900	7,023,443
一般正味財産期末残高	15,111,597	13,796,343	1,315,254
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	55,666	56,229	△ 563
② 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 55,666	△ 56,229	563
当期指定正味財産増減額	3,508,355	0	3,508,355
指定正味財産期首残高	15,848,645	15,848,645	0
指定正味財産期末残高	19,357,000	15,848,645	3,508,355
III 正味財産期末残高	34,468,597	29,644,988	4,823,609

貸借対照表  
平成22年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	15,111,597	13,796,343	1,315,254
流動資産合計	15,111,597	13,796,343	1,315,254
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	19,357,000	15,848,645	3,508,355
基本財産合計	19,357,000	15,848,645	3,508,355
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	19,357,000	15,848,645	3,508,355
資産合計	34,468,597	29,644,988	4,823,609
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
五所川原市出損金	19,357,000	15,848,645	3,508,355
指定正味財産合計	19,357,000	15,848,645	3,508,355
(うち基本財産への充当額)	(19,357,000)	(15,848,645)	(3,508,355)
(うち特定財産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
2. 一般正味財産	15,111,597	13,796,343	1,315,254
(うち基本財産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
(うち特定財産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
正味財産合計	34,468,597	29,644,988	4,823,609
負債及び正味財産合計	34,468,597	29,644,988	4,823,609

財 産 目 録  
平成22年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金			
普通預金 青森銀行五所川原支店	15,111,597		
流動資産合計		15,111,597	
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金 青森銀行五所川原支店	9,457,000		
みちのく銀行五所川原支店	9,900,000		
基本財産合計	19,357,000		
(2)特定資産			
特定資産合計			
(3)その他固定資産			
その他固定資産合計	0		
固定資産合計		19,357,000	
資産合計			34,468,597
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味合計			34,468,597

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

什器備品について……定額法による減価償却を実施。

(2) 引当金の計上基準

減価償却引当金……期末の減価償却額に充当する金額を計上。

(3) 消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は、税込方式。

2. 基本財産の増減及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産定期預金	15,848,645	3,508,355	0	19,357,000
合計	15,848,645	3,508,355	0	19,357,000

3. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残額
什器備品	0	0	0
合計	0	0	0

4. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	13,796,343	15,111,597
未収金	0	0
合計	13,796,343	15,111,597
未払金	0	0
合計	0	0
次期繰越収支差額	13,796,343	15,111,597

平成22年度 財団法人五所川原市自治振興公社事業計画

事業名	事業内容	説明
従来の管理委託制度による受託事業	1. 五所川原市民体育館受付、使用料徴収及び清掃業務受託	受託期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日
	2. 五所川原市勤労者総合スポーツ施設受付、使用料徴収及び清掃業務受託	同上
	3. 五所川原地域職業訓練センター受付、使用料徴収及び清掃業務受託	同上
	4. 五所川原市金木公民館受付及び清掃業務受託	同上
指定管理者制度が適用し、任意指定を受けた受託事業	5. 五所川原市働く婦人の家及び保健センター五所川原指定管理業務受託	平成21年4月1日～平成24年3月31日
	6. 五所川原市つがる克雪ドーム指定管理業務受託	平成22年4月1日～平成25年3月31日

## 収支予算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	50	50	0	
② 事業収入				
受託事業収入	87,361	84,734	2,627	
③ 共済費個人負担金収入				
共済費個人負担金収入	5,731	4,986	745	
④ 使用料収入				
施設使用料収入	6,011	6,011	0	
⑤ 雑収入				
雑収入	300	300	0	
当期収入合計 (A)	99,453	96,081	3,372	
前期繰越収支差額	8,741	9,837	△ 1,096	
事業活動収入合計 (B)	108,194	105,918	2,276	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
給料	35,854	34,006	1,848	
職員手当	7,954	7,077	877	
共済費	14,565	13,477	1,088	
賃金	2,500	2,500	0	
報償費	170	170	0	
消耗品費	2,372	2,302	70	
燃料費	3,581	4,050	△ 469	
印刷製本費	378	325	53	
光熱水費	14,458	14,397	61	
修繕料	1,348	1,000	348	
通信運搬費	706	706	0	
手数料	217	184	33	
保険料	330	389	△ 59	
委託料	15,797	15,845	△ 48	
自動車借上料	10	10	0	
複写機使用料	615	585	30	
受信料	75	75	0	
原材料費	293	293	0	
負担金、補助金及び交付金	10	10	0	
公課費	3,500	3,991	△ 491	
② 管理費支出				
賃金	327	0	327	
交際費	30	50	△ 20	
消耗品費	120	120	0	
燃料費	40	40	0	
手数料	10	10	0	
委託料	180	168	12	
複写機使用料	60	35	25	
負担金、補助金及び交付金	194	94	100	
公課費	2,500	500	2,000	
③ 積立支出				
基本財産積立金	0	3,509	△ 3,509	
事業活動支出合計 (C)	108,194	105,918	2,276	
当期収支差額(A) - (C)	△ 8,741	△ 9,837	1,096	
次期繰越収支差額(B) - (C)	0	0	0	